

[事案 2025-99] 手術給付金支払請求

・令和8年2月27日 裁定終了

<事案の概要>

約款上のがん治療に該当しないことを理由に手術給付金が支払われないことを不服として、手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

子宮内膜癌の病名で、令和5年6月から令和6年2月まで、クリニックにおいて電磁波温熱療法を受けたため、平成11年3月に契約したがん保険（契約①）と、平成29年5月に契約したがん保険（契約②）にもとづき、手術給付金の請求をしたところ、一旦は支払われなかったが、再審査の結果、令和6年2月までの温熱療法についての手術給付金が支払われた。しかし、以下の理由により、令和6年2月以降の電磁波温熱療法について、無制限に手術給付金が支払われることの確認を求める。

- (1) 令和5年6月からハイパーサーミア温熱療法を受けており、保険会社コールセンターのオペレーターに何度も手術給付金についての問い合わせをしたが、オペレーターによって全く違う説明をされた。その後、複数日にわたって説明を聞いたところ、オペレーターから、申立人の温熱療法ハイパーサーミアに関しては無制限の給付になると説明された。
- (2) その後、保険会社は、自分が受けたハイパーサーミア温熱療法は、悪性新生物の存在が認められず、予防目的で実施されたため、支払対象外と主張しているが、約款にはない「体内にがんが存在すること」を手術給付金の給付要件とするのは契約違反である。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) オペレーターは申立人の主張するような誤説明を行っていない。
- (2) 保険契約の当事者は約款の内容に拘束されるどころ、ハイパーサーミア温熱療法について手術給付金が発生するためには、同療法が申立契約所定の「がん」に対する治療に該当することが条件となる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本申立てに至った経緯を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。